

**「次世代たたら奨学金」 ①研究等支援奨学金
②研修渡航等支援奨学金 募集要項**

島根大学では、内閣府地方大学・地域産業創生交付金事業「先端金属素材グローバル拠点の創出ーNext Generation TATARA Projectー」（以下「たたらプロジェクト」という。）に参画し、世界トップレベルの研究を通じて先端素材のエキスパートとなる人材の育成を目指しています。

「次世代たたら奨学金」は、地域の皆様からの寄附を原資に、たたらプロジェクトに参画する学生の研究力のさらなる伸長や、研究成果を広く発表する機会の確保を目的として、経済的支援を行うものです。ぜひこれらの奨学金を活用して、自立した研究者への第一歩を踏み出してみませんか。みなさんのご応募お待ちしております。

「次世代たたら奨学金」は、①研究等支援奨学金と②研修渡航等支援奨学金の2つの募集枠があります（ただし、①と②の併給はできません）が、令和7年度は「②研修渡航等支援奨学金」への応募を推奨します。

1. 申請条件（資格）①②とも共通

奨学金に申請できるのは、以下の条件をすべて満たす学生です。

- （1）島根大学の学部または大学院に正規学生として在学する学生
- （2）本学と島根県が共同で実施している次世代たたらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たたらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する学生（注）
（注）「次世代たたらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たたらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する者」とは、次のいずれかに該当する者を指します。 a) 次世代たたら協創センター（NEXTA）の専任教員または兼任教員の指導のもと、次世代たたらプロジェクトに関連する材料関連テーマの研究活動を行っている者。 b) その他 NEXTA が行う教育研究活動等に積極的に協力(例えば NEXTA フォーラムへの参加)していると認められる者
- （3）卒業または修了後に島根県内に事業所を置く企業への就職意欲や、地域産業の技術開発能力の高度化に貢献する意欲がある者
- （4）高い意欲で継続して研究や自己の能力等の向上に取り組むことができる者

2. 各種奨学金について

①研究等支援奨学金

★奨学金の使用用途

研究等支援奨学金の使途は以下のいずれかに限定されます。

- （1）次世代たたらプロジェクトにおいて自立した研究者として行う研究活動に要する費用
- （2）次世代たたらプロジェクトにおいて行う論文の刊行に要する費用、**国内で開催される学会等への参加**に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものに要する費用

★募集人数・支給額

- （1）募集人数 3名程度
- （2）支給額 10万円

★その他注意事項

学部生として在学中に一人1回限り、及び大学院生として在学中に一人1回限りとする

る。ただし、申請年度において②の「研修渡航等支援奨学金」、「夢チャレンジ奨学金」、「県内定着奨学金」及び「支援基金による大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金」との併給は不可とする。

②研修渡航等支援奨学金

★奨学金の使用用途

研修渡航等支援奨学金使途は以下に限定されます。

- (1) 次世代たたらプロジェクトにおいて、**海外で開催される国際学会、国際会議等への参加**に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものに要する費用

★募集人数・支給額

- (1) 募集人数 最大20名
(2) 支給額 25万円（アジア地域以外）、15万円（アジア地域）

★その他注意事項

研修渡航等支援奨学金の支給は、在学中に一人1回限りとする。ただし、申請年度において①の「研究等支援奨学金」、「夢チャレンジ奨学金」、「グローバルチャレンジ奨学金」及び「支援基金による大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金」との併給は不可とする。

3. 申請書受付期間・申請書提出先

- (1) 受付期間：6月25日（水）～7月25日（金）
(2) 提出先：NEXTA 棟 1階事務室

4. 選考結果の通知

選考結果の通知は7月末～8月上旬頃を予定しています。

5. 依頼事項

- (1) 次世代たたら奨学金報告書（様式第3号）を1月末までに提出すること
(2) 各種広報誌及びパンフレット等に掲載する奨学金の給付に関する記事の原稿作成依頼及び支援基金の広報活動等に協力すること
(3) 県内企業が実施するインターンシップ、県内企業見学会、NEXTA フォーラム等に積極的に参加すること

6. その他注意事項

奨学金の支給決定後であっても、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を取りやめたり、受給後であった場合は返還いただくことがあります。

- ・退学又は転学したとき
- ・懲戒処分を受けたとき
- ・虚偽の申請等受給者として適当でない事実が明らかになったとき
- ・受給後に次世代たたら奨学金報告書（別紙様式第3号）を提出しないとき

7. 問い合わせ先

MAIL：tatara(a)office.shimane-u.ac.jp ※(a)を@に置き換えて送信ください。

TEL：0852-32-9757